

グループホームの生活についてだいじなことを説明します (重要事項説明書)

1. 恵泉会グループホームを運営しているのは

社会福祉法人 恵泉会です。

登米市迫町佐沼字江合3-16-2にあります。

代表者は恵泉会の理事長です。電話番号は0220-22-1160です。

2. ホームのことについて

(1)あなたが生活するホームは、別に定めた恵泉会グループホームが管理する

ホーム一覧にあるホームとなります。住所や連絡先も一覧で確認できます。

管理している人は、恵泉会グループホームの管理者(施設長)です。

事務所の所在地は登米市中田町浅水字長谷山352-2です。

事務所の電話番号は0220-34-7901です。

ホームでのくらしを助けるところは、恵泉会グループホームです。

(2)このホームは、あなたが、地域でふつうの生活ができるように、世話人があなた

の力でできないところを助けたり、いっしょに生活する仲間たちとなかよく

できるよう助けるところです。あなたに困ったことができたり、わからないこと

があったり、できないことがあったら世話人に話してください。

(3)このホームで、みなさんを助けるのは、世話人のほかに恵泉会グループホーム

の職員です。

①ホームには、ときどきみなさんのことを助けてくれるボランティアの人がきます

す。そのときは、あなたに知らせて許可をもらいます。

②ホームには、ときどき見学にくる人がいますので、そのときは、あなたに知

らせて許可をもらいます。

(4)世話人はみなさんの生活に合わせてホームでみなさんの暮らしをお手伝いし

ます。世話人は次のような時間に合わせて仕事をします。(一般的な例)

(例えば) 朝6:00~9:00 (ごはん作り, 掃除, 洗濯, お見送りなど)

昼10:00~11:00 (日誌書き, おかず等の買い物など)

夜16:00~19:00 (ごはん作り, 相談, お出迎えなど)

3. ホームの生活^{せいかつ}について

(1) あなたのへやのこと

- ① あなたのへやには、テレビやタンス、カーテン^{ぼうえん}（防災）、カーペット^{ぼうえん}、ベッド、エアコン、ゲーム機など、あなたの好きなものを置くことができます。
- ② あなたのプライバシー^{まも}を守る^きよう気をつけます。
- ③ ほしいものやこわれて買い替えるときは、あなたのお金^{かね}で買^かってもらいます。
- ④ お金^{かね}など大事なものは世話人^{だいい}に預けるか、鍵^{あず}のかかる^{かぎ}所^{ところ}で管理^{かんり}してください。
- ⑤ あなたのへやは、毎日^{まいにち}そうじをして、きれい^{きれい}にしておいてください。
- ⑥ 世話人^{せわにん}やほかの人^{ひと}は、あなたにだま^{だま}って、あなた^{あなた}のへや^{へや}に入^{はい}りません。

(2) 食^{しょく}事^じのこと

- ① 世話人^{せわにん}は、栄養^{えいよう}がたよらないことや、あなた^{あなた}のからだ^{からだ}のことに気^きをつか^{つか}って食^{しょく}事^じをつくりま^ます。
- ② あさごはんは、午前^{ごぜん}7時^じごろ食^たべられるよう^{よう}にしま^ます。つごう^{はや}で早^たく食^たべたいときは、世話人^{せわにん}に言^いってくだ^{くだ}さい。
- ③ おべんとうが必^{ひと}要^{せわにん}な人^{ひと}には、世話人^{せわにん}がつくりま^ます。
- ④ よるごはんは、午後^{ごご}6時^じごろ食^たべられるよう^{よう}にしま^ます。仕事^{しごと}や用事^{ようじ}でおそくなる人^{ひと}は、世話人^{せわにん}に言^いってくだ^{くだ}さい。
- ⑤ あなたの食^たべたいもの、あなた^{あなた}がきらいなものを世話人^{せわにん}に言^いってくだ^{くだ}さい。ほか^{ほか}の人^{ひと}の食^たべたいもの、きらいなものを聞^きいて、できるだけみんな^{みんな}の食^たべたいものが食^たべられるよう^{よう}に、考^{かんが}えていきま^ます。
- ⑥ あなた^{あなた}が、世話人^{せわにん}といっしょ^{いっしょ}に、料理^{りょうり}を作^{つく}ったり、料理^{りょうり}をならべたり、あとかたづけをしていただ^{ただ}けると、うれしく思^{おも}います。
- ⑦ ときどき、外^{そと}へ食^{しょく}事^じに出^でかけることがあ^あります。
- ⑧ 冷蔵^{れいぞうこ}庫^こに、あなた^{あなた}の飲^のみ物^{もの}などを入^いれる時^{とき}は、しるしをつ^つけてくだ^{くだ}さい。
- ⑨ ほか^{ほか}の人^{ひと}の食^たべものやホー^のムのもの^{もの}を、か^かつてに飲^のんだり食^たべないでくだ^{くだ}さい。

(3) お風呂^{ふろ}のこと

- ① お風呂^{ふろ}は、決^きまった時^じ間^{かん}に入^{はい}ることができま^ます。
- ② タオルはつ^{つか}ったあと、よくすす^{すす}いで、しぼ^{しぼ}ってからほ^ほしてくだ^{くだ}さい。
- ③ からだ^{からだ}や頭^{あたま}を洗^{あら}うのを助^{たす}けてほしいときは、職員^{しよくいん}や世話人^{せわにん}に言^いってくだ^{くだ}さい。

(4) はみがきや顔を洗うこと

- ①洗面所で、はみがきや顔を洗ってください。
- ②自分でできない人は、職員や世話人が手伝います。

(5) 着るものこと

- ①あなたが着るものことで、困っていたら世話人に言ってください。
- ②あなたの着ているものは、よごれたら洗濯してください。
- ③洗濯機のつかいかたがわからなかったら、世話人に言ってください。
- ④自分で洗濯できない人は、職員や世話人が手伝います。
- ⑤あなたの着ているものが、やぶれたり、古くなったりして着ることができなくなったら、ダンスや押入にいれておかないで、世話人に言って買ってってください。

(6) 寝ること

- ①ふとんは、天気の良い日にときどきほすようにしましょう。自分でできない人は、職員や世話人が手伝います。
- ②あつくなったり、寒くなったりしたら、ふとんをとりかえましょう。
- ③シーツやパジャマ、ねまきは、週に一度は洗濯してください。自分でできない人は、職員や世話人が手伝います。
- ④毎日、同じ時間に寝るようにして、生活のリズムをだいにしてください。
- ⑤寝ているとき、からだの調子がおかしくなったら、緊急連絡先へ電話してください。

(7) からだのこと

- ①からだの調子が変わるくなったら、すぐに職員や世話人に言ってください。
- ②薬をのんでいる人は、決められた時間に、決められた分だけ、飲むようにしてください。
- ③薬のことでわからないことは、職員や世話人に聞いてください。
- ④病院へかよっている人は、お医者さんの言うことを守ってください。
- ⑤病院へいったり、薬をもらいに行ったりするとき、職員や世話人が手伝います。
- ⑥ホームではかかりつけ医の他に、協力医療機関として、登米市立米谷病院とおおさか歯科医院にみなさんのことをお願いしてあります。
- ⑦あなたのことをよく知っているお医者さんがいれば、その人に相談すること

ができます。

(8) いっしょに生活している人のこと

- ① ホームでいっしょに生活している人と、なかよくしてください。
- ② もし、いっしょに生活している人から、あなたがいやなことをされたら、職員や世話人に話してください。
- ③ 世話人がいないときに、いっしょに生活している人がケガをしたり、病気になるったら恵泉会グループホームや緊急連絡先へ電話してください。

(9) 自由な時間のすごしかた

- ① ばんごはんのあとや仕事が休みの日は、あなたの好きなことをしてください。
- ② 地域の行事などがあれば、あなたにお知らせします。
- ③ ひとりで行けない人は世話人に言ってください。一緒に行く人をさがします。
- ④ 休日に楽しめることをみんなで考えて行います。
- ⑤ ホーム皆さんの意見を聞き、外出等の企画を検討します。

(10) 買物などで外に出かけること

- ① あなたがひとりで出かけることができれば、世話人に行き先を言って出かけてください。出かけるときと帰ったときは、必ず事務所に電話してください。
- ② ひとりで出かけられない人は、職員や世話人に言ってください。いっしょに行く人をさがします。
- ③ あなたが外へ出かけたとき、困ったことが起きたら、すぐにホームや緊急連絡先へ電話してください。

(11) 嗜好品について

- ① 雑誌や本は、あなたが好きなものを自分のお金で買ってください。
- ② お酒やビールは、いっしょに生活している人が困らないように、たくさん飲みすぎないようにきをつけてください。
- ③ タバコは火事になるといけないので、世話人の決めたところで吸うようにしましょう。

(12) お金のこと

- ① あなたが、自分でお金をしまっておくことが心配だったら、世話人に言ってください。大事にしまっておきますから、お金が必要になったら世話人に言ってください。

②ホームへ払うお金は、決められた日までに払ってください。

③あなたが自分のものを買うときは、自分のお金で払ってください。

④外で食事をしたときに、決められたお金より高いものを食べたときは、超えた分を払ってください。

⑤あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。他の人からお金を借りたりすると、あとで返さなければなりません。

⑥自分がどれくらいお金をつかって、どれくらいのコツているかわかるように、「こづかい帳」を書くようにするとよいと思います。世話人がお手伝いします。

⑦ホームの共同スペース、台所、トイレ、風呂、洗面所といったところでみんなで使用する備品(食卓、食器棚、鍋釜、炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫、ガス台、洗濯機、冷暖房器具、テレビ、防災カーペット、防災カーテン等)が経年劣化等により、使用できなくなる事があります。

職員や世話人は、みなさんの共同生活に支障がきたさないよう修理代や新しいものの購入代を皆さんに均等に負担依頼することがあります。その際は、あなたと家族等に十分説明し了解のうえ、手続きをします。

(13) 仕事に出かけている人のこと

①ねぼうして遅刻したり、からだの調子がわるくて会社を休むときは、あなたが自分で会社や作業所に連絡してください。

②自分で連絡することができなかつたら、職員や世話人に言ってください。

③会社で、いやなことがあつたら職員や世話人に話してください。

(14) 手紙や電話のこと

①あなたにきた手紙は、そのままあなたにわたします。

②あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話(高い買物のさそいなど)でなければ、あなたにとりつぎます。

③ホームの電話は、皆でルールを決め利用してください。

④あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいと言えば会ってもらいます。

(15) せんきよのことや役所のことなど

①せんきよのことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。

②あなたが、自分でせんきよに出かけることができれば、行ってください。

③せんきよに行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に言っ

てください。できるかぎりのことをします。

④役所や銀行などに自分で行くことができない人は、世話人に言ってください。

⑤あなたが、市役所にだす書類を書くことができなかったら、職員や世話人がお手伝いします。

(16) 火事や地震が起きたら

①ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで職員や世話人の言うとおりにしてください。

②火事ときは、煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの外へ逃げてください。

③地震ときは、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震がおわるのを待ちます。地震がおわってからホームの外へ出ます。

④外に出かけているときに地震にあったら、まわりの人に助けてもらってください。そのあとで、ホームへ連絡してください。

⑤ホームでは、火事や地震が起きた場合を想定し訓練を実施します。

⑥ホームでは、地区の町内会長、民生委員に火事や地震が起きたとき、助けてもらうようお願いしてあります。

4. ホームに払うお金のこと (別紙で詳しく教えます)

(1) ホームでは共同経費として、別紙のホーム一覧のとおり、各ホームごとに決まった金額を毎月いただきます。内訳は、家賃、食費、電気・ガス・水道などの料金で、毎月月末に精算してあまったお金をあなたの通帳へもどします。

(2) 訓練等給付費サービス自己負担金

あなたがホームで生活するのに、役所から制度で決まった払うべき金額が示されます。そのお金を毎月支払ってもらいます。

(3) ホームが立て替えたお金

あなたのために要した支払額を、事業所が立て替えたとき、そのお金をあなたに支払ってもらいます。

(4) 旅行の費用など、特別に必要なお金

いくら必要なのかは、職員や世話人があなたに知らせますので、そのお金を支払ってもらいます。

5. ホームの生活のことで気に入らないことがあるとき

- (1) ホームには意見箱を用意し、定期的に回収し、皆さんの意見を聞くようにしています。
- (2) ホームの生活のことで気に入らないことがあったら、まず、世話人に話してください。
- (3) 世話人に話しても、よくならなかつたら、恵泉会グループホームの職員の苦情受付担当者に話してください。
- (4) 担当者が、恵泉会グループホーム管理者と外の人で話を聞いてくれる恵泉会第三者委員、役所の福祉課の人に、あなたにホームの生活で気に入らないことがあることを話します。
- (5) 責任者の恵泉会グループホーム管理者や恵泉会第三者委員、役所の福祉課の人は、あなたからくわしく話を聞きます。
- (6) ホームでくわしく話を聞いてから、あなたの気に入らないことをなくすことをあなたといっしょに考えて、よくないことはなおします。
- (7) それでも、あなたの気に入らないことが、よくならなかつたら、つぎのところ

で相談を受け付けてくれます。

福祉サービス利用に関する運営適正化委員会

電話 022-716-9674 ファックス 022-716-9298

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7-4 (宮城県社会福祉会館4F)

恵泉会第三者委員

NO	氏名	住所	電話番号
1	松村 正	登米市*****	****-**-****
2	佐藤 健美	登米市*****	****-**-****
3	千葉 ますみ	登米市*****	****-**-****

(8) 第三者評価の実施有無については、次のとおりです。

- 法人内第三者評価 実施している
- 外部機関第三者評価 実施していない

これまでに書いてあることがわかりましたか。わからないところがあったら、このホームを管理する管理者に聞てください。

書いてあることがよくわかったら、説明をうけたことを確かめるため、つぎの利用者のところに名前を書いて印(はんこ)を押してください。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

わたしは、この紙に書いてあることを恵泉会グループホームのサービス管理責任者 _____ から説明してもらい、その内容を理解しました。

りようしゃ
利用者

じゅう しょ
住 所

なまえ

印

だいにん
代理人

じゅう しょ
住 所

なまえ

印

りようしゃ かんけい
(利用者との関係 _____)

じぎょうしゃ
事業者

めいしょう
名 称

しゃかいふくしほうじん けいせんかい
社会福祉法人 恵泉会

しょざいち
所在地

みやぎけん とめ し はさまちようさぬまあざえあいさんちようめ
宮城県登米市迫 町佐沼字江合三丁目16-2

だいひようしゃ
代表者のなまえ

りじちよう
理事長

まつ ざか かつ し
松坂 勝司 印

じぎょうしょ
事業所

めいしょう
名 称

しゃかいふくしほうじん けいせんかい
社会福祉法人 恵泉会

しょざいち
所在地

けいせんかい
恵泉会グループホーム
みやぎけん とめ し なかだちようあさみずあざはせやま
宮城県登米市中田町浅水字長谷山352-2

でんわ

0220-34-7901

【別紙】

①利用料金表(訓練等給付費サービスについて)

基本報酬・加算等	算定単位数	定率負担額
共同生活援助サービス費(Ⅰ)区分6の方 [世話人配置基準6:1]	600単位/日	6,000円/日
共同生活援助サービス費(Ⅰ)区分5の方 [世話人配置基準6:1]	456単位/日	4,560円/日
共同生活援助サービス費(Ⅰ)区分4の方 [世話人配置基準6:1]	372単位/日	3,720円/日
共同生活援助サービス費(Ⅰ)区分3の方 [世話人配置基準6:1]	297単位/日	2,970円/日
共同生活援助サービス費(Ⅰ)区分2の方 [世話人配置基準6:1]	188単位/日	1,880円/日
共同生活援助サービス費(Ⅰ)区分1の方 [世話人配置基準6:1]	171単位/日	1,710円/日
大規模住居等減算(8名定員のホームのみ)	所定単位数の95%	左記単位数×10円
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)	10~7単位/日	100~70円/日
夜間支援体制加算(Ⅱ)対象6名~8名 [宿直者対応型ホームのみ] ※宿直による夜間支援職員を配置し、巡回や緊急時の支援体制がある場合	75~56単位/日	750~560円/日
重度障害者支援加算(Ⅰ) 包括支援の対象となる者の利用	360単位/日	3,600円/日
重度障害者支援加算(Ⅱ) 区分4以上の強行障害認定者	180単位/日	1,800円/日
日中支援加算(Ⅰ) 対象者2人以上の場合	270単位/日	2,700円/日
日中支援加算(Ⅰ) 対象者1人の場合	539単位/日	5,390円/日
日中支援加算(Ⅱ) 対象者1人かつ区分4~6の場合	539単位/日	5,390円/日
日中支援加算(Ⅱ) 対象者1人かつ区分3以下の場合	270単位/日	2,700円/日
日中支援加算(Ⅱ) 対象者2人以上かつ区分4~6の場合	270単位/日	2,700円/日
日中支援加算(Ⅱ) 対象者2人以上かつ区分3以下の場合	135単位/日	1,350円/日
入院時支援特別加算(月1回まで) 入院3日以上7日未満	561単位/回	5,610円/回
入院時支援特別加算(月1回まで) 入院7日以上	1,122単位/回	11,220円/回
長期入院時支援特別加算 入院日数7日を超える3月まで	122単位/日	1,220円/日
帰宅時支援加算(月1回まで) 帰宅期間3日以上7日未満	187単位/回	1,870円/回
帰宅時支援加算(月1回まで) 帰宅期間7日以上	374単位/回	3,740円/回
長期帰宅時支援加算 帰宅期間が3日以上で3月まで	40単位/日	400円/日
医療連携体制加算(Ⅶ) 対象者20人まで ※日常の健康管理や医療ニーズへの対応がとれる体制を整備している場合	39単位/日	390円/日
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※職員賃金の改善及びキャリアパス要件等を満たす場合	所定単位数の14.7%	総費用額の14.7%
人員配置体制加算(Ⅰ)[12:1] 区分4以上	83単位/日	830円/日
人員配置体制加算(Ⅰ)[12:1] 区分3以下	77単位/日	770円/日

②その他の料金(訓練等給付費以外のもの)

負担内容	負担額
各ホームの共同経費(月額負担額)	※別紙 ホーム一覧 参照
※共同経費は、家賃・食費・光熱水費・共同使用の日用品・共同使用の日用備品・電話代・ホーム全体の余暇行事経費などを指します。	
預り金管理料(通帳や印鑑の管理を依頼する場合)	3,000円/月
特別な食事や行事などに参加するための費用	かかった費用
旅行や外出にかかる費用	かかった費用
ホームでの生活に必要なとなる物品の購入や諸経費	かかった費用

【参考資料】 利用料金ご請求の流れ

例-1) ご契約者様への請求(4月分)

- ①5月10日頃までに請求書が作成されます
- ②請求内容を確認、5月末日までにお支払い
- ③領収書の受け取り

例-2) 市町村への請求(4月分)

- ①5月10日頃を目安に、公費負担分を国保連に請求
- ②国保連及び市町村が請求内容の確認

指定計画相談支援 重要事項説明書

社会福祉法人恵泉会 はせやま相談支援事業所（以下、事業所）とあなたが話し合い、サービス等利用計画をつくり、サービス等を利用して利用できるようにするために、あなたに大事なことを説明します。

ここに書かれていることは、事業所と指定計画相談支援の約束を結ぼうと思っている方へ、社会福祉法第 76 条と第 77 条を守り、事業所の紹介や事業所で行う相談支援の内容、約束する上でご注意いただきたいことを説明するものです。

事業所では、あなたに対して障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援によるサービスを行います。

このサービスは、市町村から指定計画相談支援の支給決定を受けた方が利用できます。

もくじ

1. 事業所の代表	2
2. 事業所の自己紹介	2
3. 事業所が働くところ	2
4. 事業所のあいている時間	2
5. サービスを行う相談支援専門員	2
6. サービスの記録	3
7. 苦情を聞きます	3

社会福祉法人恵泉会 はせやま相談支援事業所
当事業所は登米市より指定特定相談支援事業者の
指定を受けています。
(登米市 指定 0431200070)

1. 事業所の代表

なまえ	しゃかい ふくし ほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
ところ	みやぎけん とめし はさまちよう さぬま あざ えあい ちようめ ばんち 宮城県登米市 迫町 佐沼字江合 3 丁目 1 6 番地 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0
だいひよう ひと 代表する人のなまえ	りじ ちよう まつざか かつし 理事長 松坂 勝司
はじまった月日	しやうわ ねん がつ にち 昭和 4 8 年 5 月 2 1 日

2. 事業所の自己紹介

しごとの種類	していとくてい そうだん しえん じぎようしよ 指定特定相談支援事業所 とめし とう 登米市 0 4 3 1 2 0 0 0 7 0 号
なまえ	そうだん しえん じぎようしよ はせやま相談支援事業所
ところ	みやぎけん とめし なかだちよう あさみずあざ はせやま 宮城県登米市中田町浅水字長谷山 3 5 2 - 2
でんわ	0 2 2 0 - 3 4 - 7 9 0 1
かんり ひと 管理する人	そうだん しえん じぎようしよ かんりしや はせやま相談支援事業所の管理者 (けいせん かい しせつちよう けんむ 恵泉会グループホーム施設長兼務)
はじまった月日	へいせい ねん がつ にち 平成 3 0 年 4 月 1 日
ほか その他のしごと	

3. 事業所が働くところ
登米市全体

4. 事業所のあいている日・時間

あいている日	へいじつ げつ きんようび 平日 (月～金曜日)
あいている時間	へいじつ げつ きんようび 平日 (月～金曜日) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

5. サービスを行う職員体制 (指定基準)

かんりしや しせつちよう けんむ 1 名
管理者 (施設長) 兼務
そうだん しえん せんもんいん 2 名
相談支援専門員

6. サービスの記録(契約書の第9条の4を見てください)

事業所では、あなたの記録や情報を大事に整理してとっておきます。
あなたから求められたときは、記録の内容をあなたへお見せします。

(コピー代を払っていただければコピーもします)

記録をとっておく期間は、指定計画相談支援によるサービスを行った
日から5年間です。

* 事業所にある記録については次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議などの記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) あなたの介護給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) あなたからの苦情の内容などの記録
- (7) 事故の状況と事故の対応についての記録

* 記録を見たり、コピーできる時間は事業所があいているときです

7. 苦情を聞きます(契約書第14条を見てください)

- (1) 事業所への苦情の受付及びサービス利用などのご相談

サービスについての苦情や意見、サービス利用に関するご相談は、次に書いてある窓口で受け付けます。

- | | | | |
|---|---------|-------------------|--------------|
| < | 苦情受付窓口 | [相談支援専門員] | > |
| < | 苦情解決責任者 | [はせやま相談支援事業所の管理者] | > |
| < | 受付時間 | 毎週月曜日～金曜日 平日 | 8:30～17:15 > |

(2) 市町村その他不満を受け付けるところ

<p>とめしふくしじむしよ 登米市福祉事務所 せいかつふくしか 生活福祉課 しょうがいふくしがかり 障害福祉係</p> <p>* 受給者証記載市町村の福祉事務所及び福祉課</p>	<p>ところ とめしみなみかたちょうしんたかいしうら ぼんち 登米市南方町新高石浦130番地</p> <p>でんわ 0220-58-5552 FAX 0220-58-2375</p> <p>* 受給者証記載市町村の福祉事務所及び福祉課の住所・電話番号</p>
<p>みやぎけん うんえい できせい か いいん かい 宮城県運営適正化委員会</p>	<p>ところ せんだいし あおぼく ほんちよう ちようめ ぼん ごう 仙台市青葉区本町3丁目7番4号 (みやぎけん しやかい ふくし きまう ぎかい ない) (宮城県社会福祉協議会内)</p> <p>でんわ 022-716-9674 FAX 022-716-9298</p>

けいせん かい だいさん しや いいん
恵泉会第三者委員

NO	氏名	住所	でんわ ぼんごう 電話番号
1	まつむら ただし 松村 正	とめし 登米市*****	****-**-****
2	さとう たけよし 佐藤 健美	とめし 登米市*****	****-**-****
3	ちば ますみ 千葉 ますみ	とめし 登米市*****	****-**-****

※ 第三者評価の実施有無については、次のとおりです。

- ほうじんないだいさんしやひようか
法人内第三者評価
 がいぶきかんだいさんしやひようか
外部機関第三者評価
- じつし
実施している
- じつし
実施していない

かくにん び れい わ ね ん がつ にち
確認日 令和 年 月 日

わたくし は、この紙に書いてある大事なことを事業所から説明を受けました。
わたくし は、指定計画相談支援サービスを受けることに同意しました。

りようしや
利用者

(住 所)

(名 前)

印

だいにん
代理人

(住 所)

(名 前)

(続 柄)

印

していけいかくそудんしえん
指定計画相談支援によるサービスを始めるにあたり、今まで書かれてき
た重要な説明を行いました。

じぎょうしや
【事業者】

〒987-0511 宮城県登米市迫 町佐沼字江合三丁目16-2

しゃかい ふくし ほうじん
社会福祉法人

けいせんかい
恵泉会

り じちよう
理事長

まつざか かつし
松坂 勝司

印

じぎょうしよ
【事業所】

〒987-0611 宮城県登米市中田町浅水字長谷山352-2

はせやま相談支援事業所

せつめい しや
【説明者】

印